

新たな地域医療構想等 に向けた動向について

令和 7 年 7 月 3 日（木）

岡山県医療推進課

新たな地域医療構想のポイント

- ① 2040年を見据えた構想
- ② 医療計画の上位概念に位置づけ
- ③ 医療機関機能報告の開始
- ④ 病床機能の見直し
- ⑤ 外来医療・在宅医療・介護連携等を含む構想
- ⑥ かかりつけ医機能報告の開始
- ⑦ 新たな地域医療構想に係るスケジュール

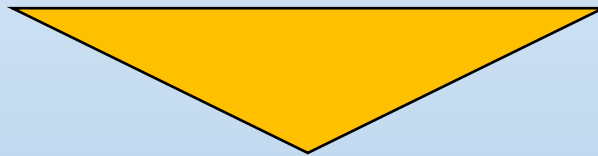
① 2040年を見据えた構想

- 高齢者数がピークを迎える。
- 生産年齢人口は減少する。
- 医療と介護の複合ニーズを有する85歳以上の高齢者が増加する。
- 85歳以上の救急搬送は75%増加することが見込まれる。
- 85歳以上の在宅医療需要は62%増加することが見込まれる。

② 医療計画の上位概念に位置づけ

現行の地域医療構想

- ・ 医療計画の一部に位置づけ



新たな地域医療構想

- ・ 医療計画の上位概念に位置づけ
- ・ 医療計画は新たな地域医療構想に即して具体的な取組を進める。

③ 医療機関機能報告の開始

(目的)

「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、医療機関の「連携」「再編」「集約化」を推進すること

医療機関機能

構想区域ごとの機能	①高齢者救急・地域急性期機能
	②在宅医療等連携機能
	③急性期拠点機能
	④専門等機能
広域な観点の機能	医育及び広域診療機能

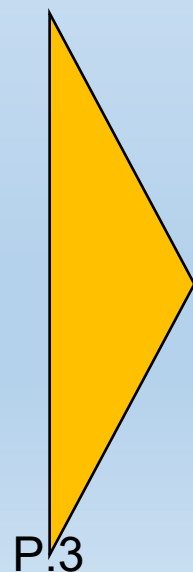
④ 病床機能の見直し

2040年に向けて増加する高齢者救急等の受け皿として急性期と回復期の機能を併せ持つことが重要となること等を踏まえ、これまでの回復期機能に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、包括期機能として位置づけ

見直し前



見直し後



⑤ 外来医療・在宅医療・介護連携等を含む構想

病床の機能分化・連携を中心とした地域医療構想をバージョンアップし、85歳以上の高齢者の増加や人口減少がさらに進む2040年頃、さらにその先も見据え、全ての地域・全ての世代の患者が適切な医療を受けられる体制を構築できるよう、入院医療だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の新たな地域医療構想を策定する。

現行の地域医療構想

病床の機能分化
・ 連携



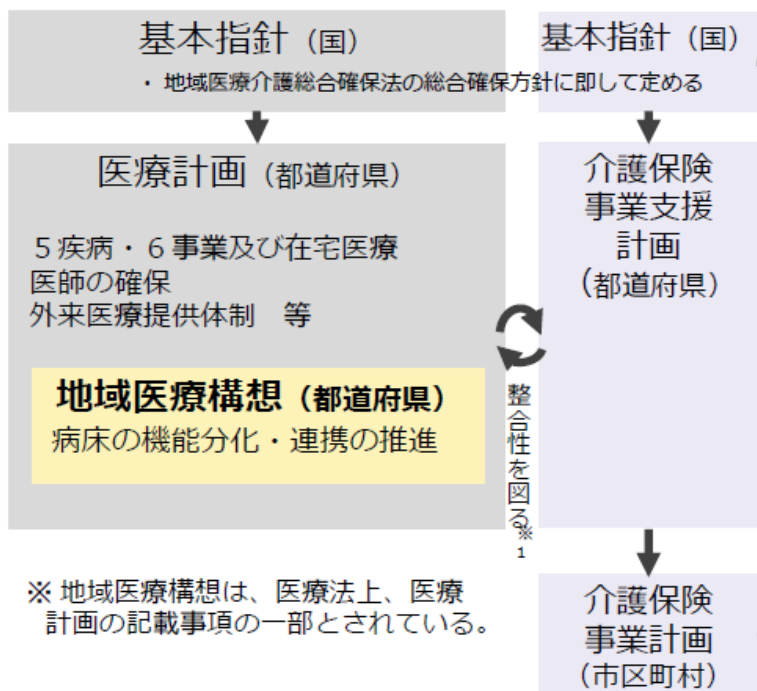
新たな地域医療構想

入院医療だけでなく、
外来・在宅医療、介護
との連携等を含む

新たな地域医療構想と医療計画の関係の整理（案）

- 新たな地域医療構想について、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等も含めた医療提供体制全体の地域医療構想とする方向で検討を行っており、地域医療構想と医療計画の関係の整理を行うこととしてはどうか。
 - ・ 新たな地域医療構想について、医療計画の記載事項の一つではなく、地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性を定めるとともに、医療機関機能に着目した医療機関の機能分化・連携、病床の機能分化・連携等を定めるものとする。新たな地域医療構想においても、介護保険事業支援計画等の関係する計画との整合性を図る。
 - ・ 医療計画について、地域医療構想の6年間（一部3年間）の実行計画として、新たな地域医療構想に即して、5疾病・6事業及び在宅医療、医師確保、外来医療等に関する具体的な取組を定めるものとする。

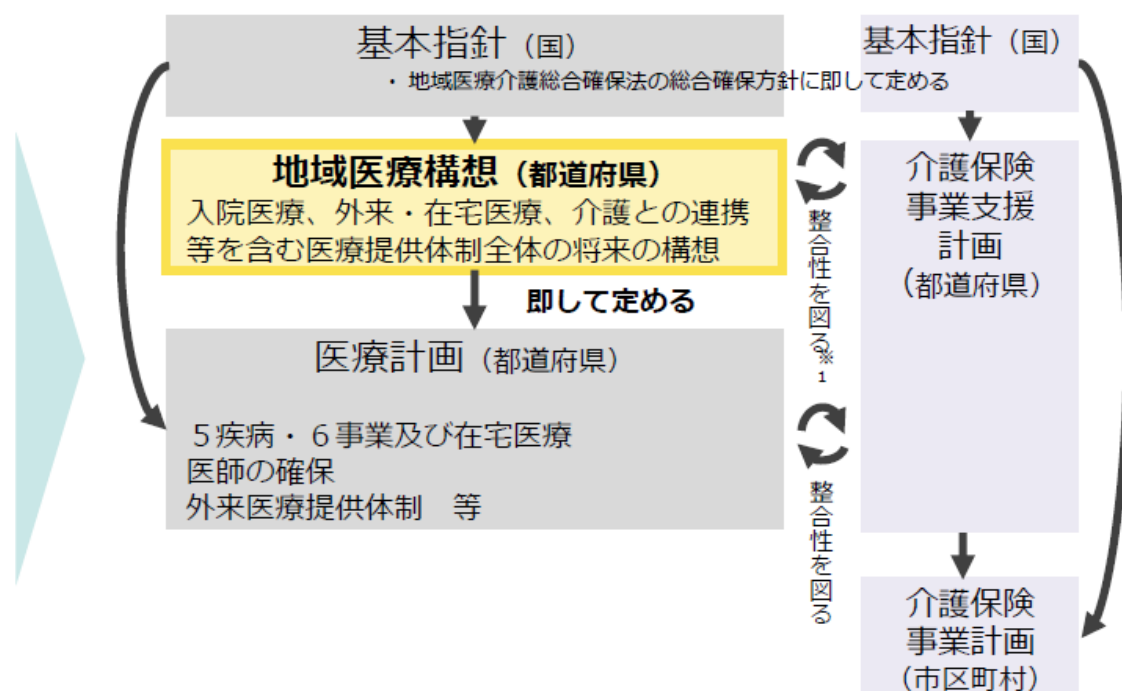
<現行>



※ 地域医療構想は、医療法上、医療計画の記載事項の一部とされている。

※1 地域医療介護総合確保法の都道府県計画、感染症法の予防計画、新型インフルエンザ等特措法の都道府県行動計画とも整合性を図る。

<今後>



P.4

※1 地域医療介護総合確保法の都道府県計画、感染症法の予防計画、新型インフルエンザ等特措法の都道府県行動計画とも整合性を図る。

⑥ かかりつけ医機能報告の開始（R7年度～）

複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者のさらなる増加が見込まれる中、当該高齢者等を地域で支えるために必要な「かかりつけ医機能」について、医療機関から都道府県知事に報告

都道府県知事は、地域の関係者との協議の場に、かかりつけ医機能報告の内容を報告するとともに、当該協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討する。

かかりつけ医機能報告の流れ

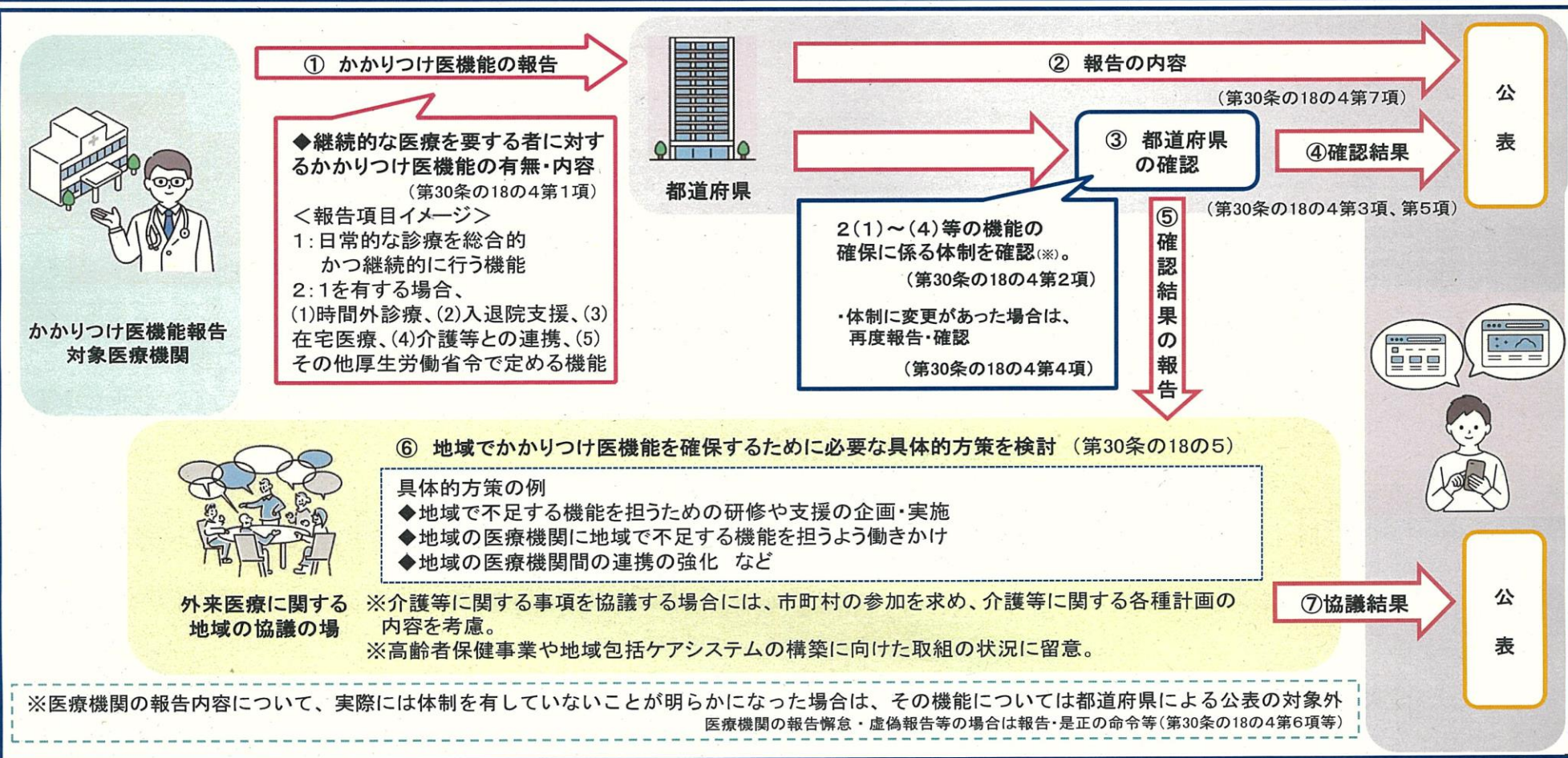
令和5年9月29日

第102回社会保障審議会医療部会

資料1

かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



【かかりつけ医機能の主な報告事項等】

		機能の概要	主な報告事項		
かかりつけ医機能	1号機能	日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	1号機能の有無	かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無	
			診療領域ごとの一次診療の対応の有無	一次診療において対応することができる疾患等	
			医療に関する患者からの相談に応じることができること	医療従事者の人員数	
			全国医療情報プラットフォームの活用体制の有無	全国医療情報プラットフォームの活用状況	
	2号機能	①通常の診療時間外の診療	通常の診療時間以外の時間に診療を行う体制の確保状況	時間外対応加算の届出状況	
			時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況		
		②入退院時の支援	後方支援病床の確保状況	入退院時の情報共有等の診療報酬項目の算定状況	
			地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況	特定機能病院、地域医療支援病院、紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数	
		③在宅医療の提供	在宅医療を提供する体制の確保状況	訪問診療、往診、訪問看護の診療報酬項目の算定状況	
			訪問看護指示料の算定状況	在宅看取りの診療報酬項目の算定状況	
		④介護サービス等と連携した医療提供	介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況	介護支援専門員、相談支援専門員への情報共有、指導の診療報酬項目の算定状況	
			地域の医療・介護情報共有システムの参加、活用の状況	ACPの実施状況	
		その他の主な報告事項		2号機能を他の病院や診療所と連携して確保する場合における当該連携先の名称及び連携内容	健康診査の実施状況
				予防接種の実施状況	学校医の業務、産業医の業務、警察活動への協力等の地域活動の実施状況
医学生や臨床研修医師に対する教育、医師の再教育等の教育活動の実施状況	かかりつけ医機能を有しない場合におけるかかりつけ医機能を担う意向の有無				

⑦ 新たな地域医療構想に係るスケジュール

令和7年度	8月頃	岡山県地域医療構想調整会議 (令和7年度第1回)
	時期未定	新たな地域医療構想に関するガイド ラインの検討・発出
令和8年度		新たな地域医療構想の検討・策定
令和9年度		新たな地域医療構想の取組開始